

令和4年度社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

■ 基本方針

▶ 基本的な考え方

少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人びとがさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本会では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、地域福祉事業・活動の一部を変更しながらも、生活福祉資金の特例貸付への対応や生活困窮者支援、コロナ禍での新たなつながりづくりのための取り組み等を展開します。

他方で、令和3年4月より地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が施行され、各市町村における包括的な支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、本会が主導的な役割を發揮することが期待されています。

今後、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、福祉団体、共同募金運動等との一層の連携を図るとともに、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図りながら「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに取り組んでいくことの重要性が求められていることから、本会と他機関連携・協働による「地域における公益的な取組」のさらなる推進を図り、多様な地域生活課題の解決に向けて、あま市と協働してより一層の福祉活動を展開します。

■ 重点目標

▶ 重点的な事業

(1) 福祉人材育成事業

昨年度に引き続き、市内で不足している介護・障がい福祉分野の人材確保のため、本会が担い手づくりの実施主体となり、受講する機会を設けることで、未経験介護職希望者の養成による人材の発掘及び就労者の増加を目的に「介護職員初任者研修」を実施して、福祉人材育成を図り地域の課題解決に努めます。

■ 事業内容

(1) 企画・広報事業

①まるっとあま（社協だより）

市民に対して社会福祉協議会の活動状況及び事業等の情報を発信するとともに、より見やすく、親しみやすい情報誌の作成に努めます。

◆発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

②ホームページ（スマートフォン対応）

ホームページにて地域福祉の最新情報を頻繁に更新し、より一層の地域福祉への理解や参加の促進を図りつつ、バナー広告への掲載についても募集に努めます。

③SNSの活用

LINE公式アカウント（@amasyakyo）を使用し、登録をされている方々に本会の事業及び福祉の情報等を積極的に発信し、認知度の向上や事業参加の促進や登録者の拡充を図ります。

④マスコットキャラクターの作成

マスコットキャラクターを作成し、本会のホームページや広報誌、各種資材や事業等で活用することで、本会のイメージアップとブランディング化を図ります。

(2) 地域福祉推進事業

①会員募集

地域福祉の推進を図るため、必要な事業財源を確保することを主旨として、普通会员及び法人会員の募集を実施します。

◆強化月間

- ・ 6月 法人会員（法人及び事業所等）年額1口 3,000円
- ・ 7月 普通会员（個人） 年額1口 500円

②配食サービス

市内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施するとともに、安否確認を行います。

また、利用回数の増加を望む意見なども多数あることから、令和4年度より週6回までの利用に拡充します。

◆実施日 毎週月曜日～土曜日（週6回まで利用可能）

◆費用 1食 400円

③寝具洗濯乾燥消毒サービス

市内に住所を有する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に実施します。

◆乾燥・消毒 年 4 回（4 月・8 月・10 月・2 月）

◆洗 濯 年 2 回（6 月・12 月）

※ 1 回につき寝具（掛布団・敷布団・毛布）4 枚まで

④車いすの貸出

市内に住所を有する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。

◆貸出期間 1 か月以内

⑤福祉教育の推進

福祉教育を推進するため、市内の小学校、中学校、高等学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践学習の機会を提供するとともに、必要な相談支援を行います。

また、保育園等に対し、高齢者等と交流する機会を提供し、情操教育の一助とするとともに、日常的な福祉の実践へつながるきっかけづくりを行います。

◆対 象 市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等

◆内 容 事業費補助・福祉実践教室の開催・福祉教育に関する相談支援

⑥福祉団体の育成・援護

市内 6 団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。

◆団体名 ・市老人クラブ連合会 ・市子ども会連絡協議会
・市身体障害者福祉協会 ・市心身障害児者保護者会
・市母子寡婦福祉会 ・市遺族連合会

⑦たすけ愛協力店

地域福祉活動の推進にご協力いただける店舗、事業所等を『たすけ愛協力店』とし、身近なところで福祉に関する情報や募金箱などを設置することにより、広く市民の皆様へ福祉の理解を深めていただくことを目的に実施します。

◆対 象 市内に店舗を有する事業者等

◆内 容 福祉募金箱（通称：たすけ愛チャリティボックス）の設置及び事業等のポスター掲示の協力

(3) 共同募金配分事業

①ふれあい・いきいきサロン支援事業

生きがい・健康・仲間づくり等を目的として、住民が主体となっておこなわれる小地域でのつどいや茶話会をはじめとした身近な範囲でのサロン（居場所づくり）活動に対し、必要な相談支援及びサロン運営費の補助を行うとともに、サロン実践者の交流・情報交換会等を実施します。

また、コロナ禍における新たな生活様式を適用した安全なサロン運営が定着するよう働きかけることで、継続した居場所づくりをボランティアセンターとともに支援します。

◆助成金 新規開設等 20,000円

◆運営費 補助金基本額（1か月）2,000円

同月内において開催日が1回増えるごとに1,000円を増額
ただし、上限額を月6,000円までとする

◆サロン設置状況 29か所(令和4年2月1日現在)

②ボランティア団体への補助

市内における、無償福祉ボランティアの活動支援を目的として、補助金を交付します。

◆補助対象 ボランティアセンターに登録している福祉を目的とする無償福祉ボランティア団体

◆補助額 1団体（年額）15,000円

③車いす専用車の貸出

傷病等により歩行や車両の乗り降りが困難な市内に住所を有する方、または、親族が市内に住所を有する方に対し、車いす専用車を貸出します。

◆利用日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

◆利用時間 午前8時30分～午後5時

◆費用 無料（ただし、通行料・駐車料金等は実費負担）

④親子防災体験事業

市内に住所を有する小・中学生及びその保護者を対象に、防災に関する知識を身につけ意識を高めるとともに、体験を通して参加者相互の交流を深めることを目的に実施します。

◆期 日 令和4年8月6日（土）

◆場 所 あま市甚目寺総合体育館

◆対象者 小・中学生とその保護者

⑤心身障がい児・者クリスマス会

市内に住所を有する療育手帳所持者を対象にクリスマス会を開催し、参加者相互の交流及び親睦を深めるために実施します。

- ◆期 日 令和4年12月3日（土）
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ◆対象者 療育手帳所持者及び市心身障害児者保護者会員

⑥あまのかけあしS（移動援助サービス事業）

市内に住所を有する概ね75歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独で外出が困難で、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施します。

- ◆利用目的 医療機関への通院・官公庁での手続き・金融機関での手続き等
- ◆実施範囲 あま市内
- ◆利用日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ◆利用時間 午前9時～午後5時の内3時間以内
- ◆利用回数 月2回まで
- ◆費 用 無料（ただし、有料駐車場等は実費負担）

⑦小・中学校入学児童生徒への祝品

市内における小学校へ入学する児童を対象に、勉強に必要な文房具類等を祝品として支給します。

また、ひとり親世帯が入学シーズンとなる時期に出費が重なることへの不安が高まっていることから、市内の中学校へ入学するひとり親世帯の生徒を対象に祝品を支給します。

⑧ボランティア団体福祉啓発活動助成事業

赤い羽根共同募金の透明化及び募金への理解を深めることを目的に、配分金を活用し地域における福祉課題に取り組む活動団体に対し、一般公開プレゼンテーション方式の助成事業を実施します。

ボランティアセンター運営委員会による審査等が行われ、令和5年5月に助成を行います。

- ◆期 日 令和5年2月予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ◆対象者 あま市内を活動拠点とし、ボランティアセンター登録団体であって、会則等を定め、2年以上継続的な活動をしている団体

⑨福祉人材育成事業

介護・障がい福祉分野における人材確保のため、未経験介護職希望者に対し介護職員初任者研修を実施することにより、あま市内における福祉人材不足の解消をはじめ、就労の機会を設けることを目的に実施します。

- ◆期 日 令和4年11月から全15回予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館他
- ◆対象者 あま市内に在住在勤（18歳以上）で、研修終了後には市内に所在する介護・障がい福祉分野の施設や事業所に勤務する意思のある方等
- ◆費 用 一部負担金があります。
(令和3年度実績 一人20,000円)

(4) ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方を繋げ、ボランティア活動の機会を広く提供します。

また、ボランティア活動の輪を広げ、情報の提供や各種講座の開催、地域支援活動に関する相談や援助を行います。

①ボランティアセンター運営委員会

センターの事業推進及び機能充実を図るため、運営委員会を開催します。

- ・開催回数 年3回（4月・9月・2月）予定

②ボランティア情報の発信

まるっとあま（社協だより）をはじめ、ホームページやSNS等を活用して、登録団体の紹介、ボランティア事業の周知、報告、募集情報などを発信します。

③ボランティア養成講座の開催

あま市で必要とされるボランティア活動の推進を図るため、各種ボランティアの養成に努めます。

また、手話奉仕員養成講座は、大治町社会福祉協議会と共同開催します。

- ・手話奉仕員養成講座

- ◆期 日 令和4年4月23日から全40回予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
大治町総合福祉センター希望の家
- ◆対象者 市内及び大治町在住もしくは在勤の方

◆費用 無料（ただし、テキスト代は実費負担）

・ボランティア養成講座

◆期 日 令和4年8月予定

◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館

◆対象者 市内の中学生、高校生他

・傾聴ボランティア養成講座

◆期 日 令和4年10月予定

◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館

◆対象者 市内に在住もしくはは在勤の方

・ガイドヘルパー養成講座

◆期 日 令和4年11月予定

◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館他

◆対象者 市内に在住もしくはは在勤の方

④安心支え合いネットワーク事業の推進

市内に住所を有する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け（ゴミ出し、買い物支援）、安心電話」の活動からなる、無償ボランティア活動を推進します。

⑤ボランティアフェスティバルの開催

市民活動祭（あまのわ）と共同して、市民団体及びボランティア団体が一堂に会し、あま市を盛り上げ、市民の輪を広げることを目的とした市民による市民のための啓発事業を開催します。

◆期 日 令和4年10月23日（日）

◆場 所 あま市甚目寺総合体育館予定

⑥ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動保険加入手続きをはじめ、加入者の活動中におけるケガ等による傷害保険・賠償保険の受付窓口を行います。

⑦災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

南海トラフ地震をはじめ、各種の災害を想定した災害ボランティアセンターの設置及び運営の手順等について、職員及び市民、ボランティアが相互に認識し訓練を実施します。

◆期 日 令和5年3月予定

◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館

（5）介護保険事業

①居宅介護支援

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよ

う、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業種別 居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）、要介護認定調査

②訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日
（ただし、必要と認められる場合は休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業種別 訪問介護、あま市ホームヘルプサービス
第1号訪問事業（訪問従来型サービス・訪問基準緩和型サービス）

③通所介護（デイサービスセンター）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的な負担の軽減などを目的として、事業所において食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会七宝デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市七宝老人福祉センター
- ・事業種別 地域密着型通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス）

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会美和デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市美和老人福祉センター
（美和総合福祉センターすみれの里）
- ・事業種別 通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス・通所基準緩和型サービス）
- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
（甚目寺総合福祉会館内）
- ・事業種別 地域密着型通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス・通所基準緩和型サービス）

（6）地域包括支援センター（委託型）

地域で暮らす高齢者やその家族が安心して暮らせるように、福祉、医療、介護などの様々な面から総合的な支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会地域包括支援センター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業場所 あま市甚目寺総合福祉会館
あま市七宝老人福祉センター
あま市美和総合福祉センターすみれの里

（7）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを推進します。

①生活支援コーディネーターの配置

高齢者の日常生活上の支援体制を整備していくために生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーターは、生活支援における社会資源の開発や

充実、関係者間のネットワークの構築、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動などに取り組みます。

②生活支援体制整備協議体の運営

生活支援の体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による社会資源開発等を推進するための話し合いの場である生活支援体制整備協議体の運営を行います。

(8) 指定管理受託事業

①福祉センター

総合的な福祉サービスを提供するとともに、市民の健康の増進と福祉活動を助長し、社会交流及び福祉の向上を図り、各種相談、入浴、教養の向上及び、レクリエーションのための便宜を供与します。

◆名称 あま市七宝老人福祉センター
あま市美和老人福祉センター

(美和総合福祉センターすみれの里内)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後4時00分

②障がい福祉施設

障がい福祉施設が公の施設であることを常に念頭におき適切な管理を行います。

◆名称 あま市くすのきの家
あま市七宝福祉作業所
あま市美和ひまわり作業所
あま市くすのきの家(西館)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分

③地域福祉センター

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食サービス等の活動の場を提供し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

◆名称 あま市甚目寺地域福祉センター
(甚目寺総合福祉会館内)

- ・開館日 月曜日～土曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後5時00分

(9) 障害相談支援事業

市からの受託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体、知的、精神に障がいがある方及び難病の方等を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談等支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会障害相談支援事業所
- ・事業内容 総合的な相談支援、福祉サービスの利用援助及び利用計画の作成、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、生活の継続に必要な直接的な支援、専門機関との連携・紹介、海部東部障害者総合支援協議会への協力など
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(10) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援B型

雇用されることが困難な知的障がいの方に社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。

- ◆事業所名 あま市くすのきの家
あま市七宝福祉作業所
あま市美和ひまわり作業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

②生活介護

常時介護等を必要とする知的障がいの方が、安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援を行います。

- ◆事業所名 あま市くすのきの家（西館）
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

③居宅介護

障がいにより介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。)
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

④重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。)
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方が外出時において、同行、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、外出する際に必要な援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。)
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑥移動支援

あま市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。)
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑦基準該当生活介護

介護保険法による指定通所介護事業者として、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な

障がい者に対して、通所介護サービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
（甚目寺総合福祉会館内）

⑧地域活動支援センター

障がい児者の方が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活を送る為に必要な日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
（甚目寺総合福祉会館内）

(11) 総合相談・生活支援事業

①心配ごと相談

a. 広く地域住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言を行います。

◆実施日及び場所

第1木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里

第2木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館

第3木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により相談日を変更する場合があります。

- ・時間 午前10時00分～正午（午前11時30分受付終了）
- ・相談員 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ・内容 日常生活のあらゆる不安や悩みごとに対して助言等

b. 愛知県弁護士会に委託し、相談者に対して、専門的な立場から適確な助言を行います。

◆実施日及び場所

- 第1・3木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
- 第2木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- 第4木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）
- ・相談員 弁護士
- ・内 容 日常生活上のトラブルに対して法的なアドバイス等

②司法書士による相続・登記相談

愛知県司法書士会と共同主催にて事業を実施し、相談者に対して専門的な立場から、適確な助言を行います。

◆実施日及び場所

- 奇数月第4木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
- 偶数月第4木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- 奇数月第2木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）
- ・相談員 司法書士
- ・内 容 各種法的トラブルの解決に役立つ情報提供

③日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱える認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方に対して専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。

愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。

- ◆内 容
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的な金銭管理サービス
 - ・書類等の預かりサービス

(12) 貸付制度

①生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。

- ◆種 類
 - ・総合支援資金
 - ・福祉資金
 - ・教育支援資金

- ・不動産担保型生活資金

②くらし資金貸付制度

生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し、経済的自立を助長します。

- ◆種 類 ・医療費
- ・生活費
- ・その他くらしを営む上で必要な資金

③市つなぎ資金貸付制度

市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して、保護費支給までに必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な資金を無利子で貸付けます。

- ◆種 類 ・保護費の初回支給までの生活費
- ・生活を営む上で必要な資金